

議案第 15 号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市水路使用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする

。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例

宇治市水路使用料条例（昭和49年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「70円」を「100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条第1号の規定は、令和8年度以後の年度分の使用料に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

水路使用料に係る督促手数料について、所要の改正を行うものがあります。